

万が一のときのために

国民健康保険



国民健康保険は、いざというときに備え、お互いみんなで助け合おうという制度です。この機会に国保について考えてみませんか？

■かかった医療費の自己負担割合

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳	75歳～ (後期高齢者医療制度)
自己負担割合	2割	3割	1割 (現役並み所得者は3割)	1割 (現役並み所得者は3割)

※68、69歳で山梨県老人医療費支給制度に該当する方は老人医療費受給者証が、また70～74歳の方には自己負担割合(1割又は3割)を示す高齢受給者証が交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。

※重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については自己負担窓口無料となります。

加入状況は

国保の被保険者数は減少しているものの、世帯数、被保険者数の加入割合は年度ごとの増減は少なく、市全体のそれぞれ約37%と約26%を占めています。

(年度末)

項目		21年度	22年度	23年度
市全体	世帯数(世帯)	12,302	12,429	12,355
	人口(人)	32,072	31,990	31,679
国保	世帯数(世帯)	4,644	4,620	4,631
	被保険者数(人)	8,466	8,321	8,236
加入割合	世帯(%)	37.75	37.17	37.48
	人数(%)	26.40	26.01	26.00

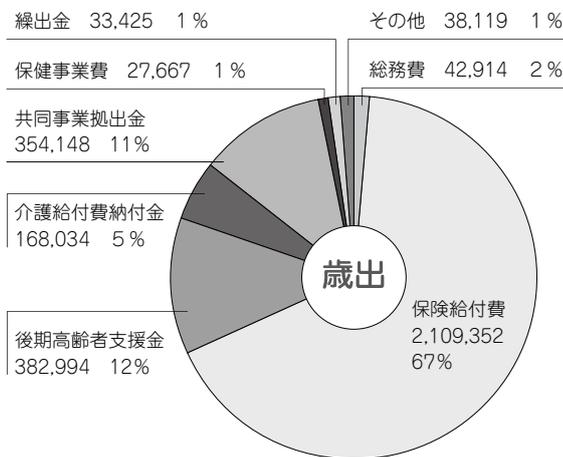
保険税は国保会計の基礎となる最も大切な財源で、**全体収入の約1/4**を占めています。国保に加入しているみなさんが医療機関などにかかったときに、医療費の一部負担金（1～3割）を支払いますが、残り（7～9割）は、みなさんが納める国保税等により医療機関に支払われます。

国保に加入している方は、「給付を受ける権利」があると同時に「保険税を支払う義務」があります。必ず納期限までに納めましょう。

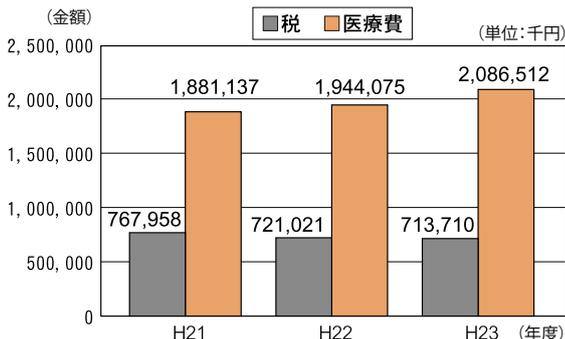
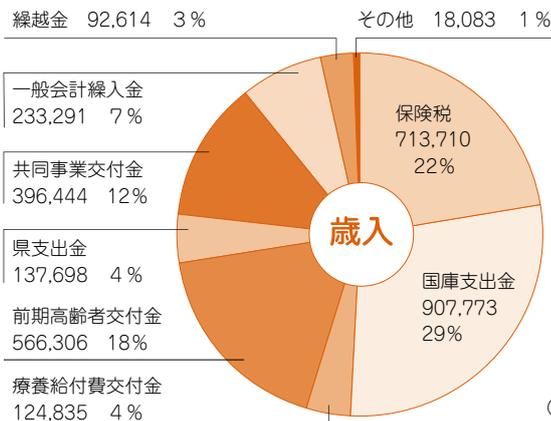
また、納付が困難な方は、保険税を滞納する前にご相談ください。

国保会計収支決算の状況

歳出 31億5,665万3千円



歳入 31億9,075万4千円



国保税については、平成21年度以降、被保険者数の減少や加入世帯の所得の減少などにより年々減少しています。平成23年度は前年度に比べ約1%の減となりました。

また、平成23年度の医療費は、被保険者の高齢化、受診件数や高度な医療の増加により、前年度に比べ、1億4,243万7千円（7.3%）の増となりました。

医療費は、国保会計の歳

国保税と医療費の推移

出の6割以上を占めており、毎月広報に前月の支払額が掲載されています。健康診断の受診による早期発見・早期治療やジェネリック医薬品の活用により医療費の削減に努めましょう。

国保税及び一部負担金の減免・軽減

火災や風水害、疾病又は負傷等による失業などの事情により保険税の納付が困難となったとき、保険税の減免を受けることができます。

また、平成21年3月31日以降に、倒産、解雇、雇止めなどにより離職された国保加入者は保険税の軽減を受けることができます。

なお、特別な事由に該当し生活が困窮することにより、医療費の自己負担額の支払いが困難となったとき、自己負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要ですので、お問い合わせください。

韮崎市立病院 市民公開講座を開催

市民の皆さまの健康維持、疾病予防を図るため、医師による公開講座を開催します。加齢が一つの要因で、寝たきりになるリスクとつながる「骨粗しょう症」がテーマです。元気で充実した日常生活をおくるために、生活の中で骨粗しょう症の予防に家族みんなで取り組むことが大切です。

■日時 10月27日(土) 13時30分～14時30分

■場所 市民交流センター「2101」会議室

■演題 「骨折するとうなる！」骨粗しょう症による骨折の恐ろしさ

■対象者 市内外在住地を問わずどなたでも聴講できます

■受講料 無料

■講師 神平雅司氏 (韮崎市立病院整形外科部長)

■申込み 電話又はFAXで市立病院総務担当へ、市立病院窓口でも受付しております。

■申込締切 10月12日(金)

※会場に余裕がある場合は、当日、会場での申込みも可。

■お問い合わせ・お申し込み

市立病院総務担当
TEL 22-11221
FAX 22-19731

よくある質問 Q & A

Q 会社の健康保険に加入しました。それまでの国保の届け出が必要ですか？

A はい、国保の資格喪失手続きが必要です。
会社は、手続きは行ってく

れませんので、会社の健康保険などに加入した日の翌日から14日以内に届け出を行ってください。

手続きには、

社会保険に加入した方全員
の保険証、国保保険証、印鑑
をお持ちください。

※届け出をしないと、国保税が継続してかかります。また、国保で医療機関にかかった場合には、かかった医療費を返還していただくこととなります。

Q 会社の健康保険に加入していましたが、会社をやめて保険証を返却しました。届け出が必要ですか？

A はい、喪失と同様に国保の加入の手続きが必要です。

会社では、国保の加入手続きは行ってくれませんので、必ず14日以内に届け出をして

ください。
手続きには会社の保険をやめた証明書（被扶養者だった人の分も記載のあるもの）、印鑑をお持ちください。

Q 国保税が年金から天引きされなくなったのはどうして？

A 国保税が年金から天引きされるのは、次の要件にすべて当てはまる世帯の世帯主です。

- ・世帯主が国保に加入しており、世帯内の国保加入者全員が65歳以上である。
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料を特別徴収されている。
- ・世帯主の国保税と介護保険料の合計額が年金額の1/2を超えていない。

前記の要件に該当しなくなった場合や、年度の途中で75歳に到達される方がいる場合は、その年度の国保税は納付書により納めていただきます。また、その年の2月の年金から国保税が天引きされなかった場合、その年度の保険税の一部は納付書で納めていただきます。納税通知書に普通徴収（納付書及び口座振替で納付）か特別徴収（年金か

お財布にもやさしいジエネリック医薬品

ジエネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を含み効能、効果が原則的に新薬と同等と認められる後発医薬品のことです。
ジエネリック医薬品は新薬で既に治験済みの有効成分を使うため、開発に要する経費・期間が少なくなり

ら天引き)の記載がありますので確認いただき、納付書が同封されている場合には、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。
課税されますが、喪失月には課税されません
また、被保険者間の負担の公平を図るため、加入届が遅れた場合、最大3年間分さかのぼって保険税を支払っていただきます。

Q 年度途中で加入したり、やめたりした人の保険税はどうなるの？

A 退職して会社の健康保険の資格が無い方や、他市町村から転入してきた方で健康保険に加入していない方は、退職した日の翌日又は転入した日から、国民健康保険の被保険者となりますので、必ず14日以内に加入手続きをしてください。

この場合、保険税は、被保険者となつた日から月割りで算定されます。(加入月には

Q 前年に土地建物等に係る譲渡所得がありました。が、国保税はどうなりますか？

A 市民税などの税金の計算には特別控除がありますが、国保税についても特別控除が適用されます。所得割の税額は、特別控除後の所得を他の所得と合算して計算します。

■お問い合わせ・お申し込み

市民課国保医療担当
(内線) 27-130-137

『健康アップ教室』で健康的な生活習慣を手に入れよう!



「食生活を見直したい。」
「健康づくりをはじめたいけど、どうしたらいいのかかわからない。」
「メタボを解消したい。」
「運動したいけど、なかなか始められなくて…」そんな悩みをお持ちの方を対象に健康アップ教室を開催しています。
ステップ台を用いた運動や、食生活や生活習慣を見直すことで健康的な体と日常生活を取り戻してみませんか？

特に毎年、健診結果等でコレステロール値(脂質異常・高血糖・高血圧を指摘され、改善の見られない方はぜひこの機会にご参加ください。

■日時 毎週水曜日 9時30分

■場所 保健福祉センター
*参加費は無料です。

詳しい日程等についてはお問い合わせください。

■お申し込み・お問い合わせ
(保健福祉センター内)

保健課保健指導担当
23-143-10